

令和元年道委不第5号 命令書（概要）

第1 当事者

- 1 申立人 X組合（以下「組合」という。）
- 2 被申立人 法人Y（以下「法人」という。）

第2 事案の概要

本件は、法人が組合のA執行委員長（以下「A委員長」という。）に対し実施した主任生活相談員から生活支援員への配置転換（以下「本件配置転換」という。）が、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であるとして、組合から当委員会に救済申立てがなされた事案である。

第3 主文要旨

- 1 被申立人は、申立人の執行委員長であるAが労働組合の組合員であることを理由に、同人に対し主任生活相談員から生活支援員への配置転換を命じるという不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 被申立人は、Aを現在の職から主任生活相談員に戻さなければならない。
- 3 被申立人は、札幌地方裁判所からの緊急命令を受け、申立人のC書記長を生活相談員に戻す代わりに、Aを主任生活相談員から生活支援員に配置転換し、申立人の運営に支配介入してはならない。
- 4 被申立人は、次の文章を、縦1.5メートル、横1メートルの白紙に楷書で明瞭かつ紙面いっぱいに記載し、被申立人が経営する救護施設a正面玄関の見やすい場所に、本命令書の交付の日から7日以内に掲示し、10日間掲示を継続しなければならない（内容は省略）。

第4 判断要旨

- 1 本件配置転換は、A委員長が組合員であることを理由とする「不利益な取扱い」として、法第7条第1号の不当労働行為に当たるか（争点1）
 - (1) 法第7条第1号は、組合員であること、正当な組合活動等を理由とする労働者の解雇等の「不利益な取扱い」を不当労働行為として禁止している。
 - (2) 法第7条第1号の「不利益な取扱い」とは、不当労働行為に関する法制度に照らして、労働者の団結権及び団体行動権を侵害する使用者の一定の行為、換言すれば、労働者の組合活動意思を萎縮させ組合活動一般を抑圧ないし制約する効果を持つと認められる取扱いを指すものと解するのが相当である。そして、「不利益な取扱い」に当たるかどうかは、当該労働者の個人的被害を救済するという観点からだけでなく、組合活動一般に対する侵害の面をも考慮し、このような侵害状態を除去、是正して法の所期する正常な集団的労使関係秩序を回復、確保するという観点からも、具体的に決定されなければならない。

したがって、不利益性の判断は、賃金の減少等の経済的不利益や職員制度上の建前のみから、これを判断すべきではなく、当該職場における従業員の一般的認識に照らしてそれが

通常不利益なものと受け止められ、それによって当該職場における組合員らの組合活動意思が萎縮し、組合活動一般に対して制約的効果が及ぶようなものであるか否かという観点からなされるべきである。

(3) また、不利益性については、原則として、当該取扱いに係る不当労働行為救済申立てがなされるまでの事実関係に基づいて判断されるべきであり、これにより過去における不利益性が認められる場合のその後の事情の変化は、当該不利益性の消滅の有無の問題として検討するのが相当である。

(4) 本件配置転換の不利益性について

ア 組合は、本件配置転換の不利益性について、宿直勤務のある生活支援員とする本件配置転換は、重度睡眠時無呼吸症候群を患っているA委員長への生命身体に対する不利益性があり、また、主任からの降格を伴う生活相談員から生活支援員への配置転換は、人事上の不利益が発生すると主張するのに対し、法人はいずれの不利益性も発生しないとして、これを否定する。

イ この点、①A委員長は、重度睡眠時無呼吸症候群と診断され、心血管系疾患発症の危険性が極めて高く、CPAP装置（圧力をかけた空気を鼻から気道に送り込み、気道を広げて睡眠中の無呼吸を防止する装置）を着用の上、睡眠導入剤を服用して睡眠しており、診断書でも「CPAP治療を行わない場合、高血圧症、心疾患の増悪、脳卒中を引き起こす可能性が高い。また、夜勤や宿直は業務に支障を来す可能性が高く、日勤業務が好ましいと考える。」と付記されているが、本件配置転換はかかるA委員長に対し、月3ないし5回程度の宿直勤務が課されている生活支援員を命ずるものであること、また、②本件配置転換の辞令は、「主任生活相談員から、1階生活支援員を命じる。」という内容であり、明らかにA委員長の主任を解くものであるから、主任からの降格と認められること、③生活相談員と生活支援員とでどちらが職制として上という直接的な定めはないものの、業務の内容において、生活支援員の業務は、利用者に対する介助その他の支援業務であるのに対し、生活相談員の業務は、会議の開催、実習生の指導、各種の企画立案などで、フロアの業務を統括する役割を担い、一部につき決裁者となるなど、生活相談員にはフロアのリーダー的ないし管理者的な側面が認められ、一方、人事の実績でも、生活支援員から課長に昇進した者は存在せず、また、幹部候補として採用した者には、生活相談員を経験させており、職種を昇進に絡めて考慮していたことは否定し難いことを併せかんがみると、当該職場における職員の一般的認識として、本件配置転換が不利益なものであると受け止められ、それによって組合員らの組合活動意思が萎縮し、組合活動一般に対して制約的効果が及ぶことを否定することはできない。

ウ 以上から、本件配置転換は、不利益性を有する。

(5) 次に、本件配置転換が、A委員長が組合員であることの「故をもって」行われたか否かについて検討する。

ア この点、「故をもって」とは、一般に不当労働行為意思を要件としたものと解されており、不当労働行為意思とは、反組合的な意図ないし動機を意味し、かかる意図ないし動機の有無は、問題とされる行為に関連する諸事情から推定することができるか否かによって決せられることになる。

そこで、本件配置転換の事実経過を確認するに、本件配置転換は、第2次事件（平成28年道委不第7号事件）において、当委員会が、組合の要職にあるC書記長を生活相談員から生活支援員に配置転換したことについて、法第7条第1号の不利益取扱いに該当する旨を認定する命令を発したことを端緒とする。法人は、当委員会の命令を不服として、札幌地裁に対し、同命令の取消しを求めて行政訴訟を提起したが、同地裁は、C書記長を生活相談員に復帰させることを命じる緊急命令を発令した。これを受け、法人は、C書記長を生活相談員に復帰させつつ、C書記長に代えて、A委員長を生活相談員から生活支援員に配置転換したものである。

すなわち、本件配置転換は、組合書記長に対して不利益取扱いを行ったことにつき是正が命じられるや、その是正と引き換えに、今度は組合執行委員長に対して不利益な配置転換を行ったものであり、配置される人員がC書記長からA委員長に変わっただけであって、その実質としては、組合の要職にある者に対する不利益取扱いを継続させるものにほかならず、法人の一連の対応には、反組合的意図ないし動機を見出すことができ、不当労働行為意思が認められる。

イ これに対し、法人は、C書記長を生活支援員から生活相談員へ復帰させることによって、生活相談員が過剰配置となる一方で、生活支援員の欠員が生じるため、生活相談員1名を生活支援員に配置転換することは不可欠であるから、本件配置転換には、業務上の必要性があり、また、その人員としてA委員長を選定することに相当性がある旨を主張する。

確かに、従前どおりの職員の人員配置を維持するという観点からすれば、形式論としては、生活支援員から生活相談員に配置転換する職員1名が生じた場合、これに代替する人員1名を生活相談員から生活支援員に配置転換するという考え自体は理解できないではない。しかし、生活支援員の欠員については、新規職員の採用によって対応することも法人の選択肢となり得るところである。また、単純に生活相談員と生活支援員とを入れ替えるのではなく、組織体制や職員の人員配置体制の工夫による対応も検討対象となり得るはずであり、実際に法人は、平成31年4月には、課を統合するなどして職員配置問題に対応した実績も有する。さらに、C書記長を生活相談員に復職させた時点において、A委員長以外の生活相談員として、G前次長、H課長、I課長3名が存在した。これら3名はいずれも管理職であり、法人が配置転換の対象としがたいと考えたとしても、どうしても生活相談員1名を生活支援員に配置転換しなければならないというのであれば、重度の睡眠時無呼吸症候群を患うA委員長との比較において、これら3名のいずれかを生活支援員とすることは検討の俎上^えに上り得るものであるといわざるを得ない。

以上からすると、C書記長の生活相談員への復職に伴う対応として、本件配置転換を行うことには、不利益を正当化するほどの業務上の必要性や人選の相当性を認めることはできない。

ウ なお、仮に本件配置転換に業務上の必要性と人選の相当性という正当化理由が一応認められるとの見解に立った場合、本件配置転換の動機が競合していることになるから、本件配置転換の正当化理由と組合員であることのいずれが不利益取扱いの決定的動機であったかについても述べておく。

この点、札幌地裁の緊急命令によって不当労働行為の是正が命じられたのであるから、

法人としては、その是正を原因とした更なる不当労働行為が連鎖することのないよう慎重に対応すべきであり、また、上記のとおり種々の検討対象となり得る方策が存したにもかかわらず、法人は、これら方策について何ら検討することなく、C書記長の生活相談員への復職に伴って直ちにA委員長に対して本件配置転換を行っており、あたかもC書記長の次はA委員長であるといわんばかりの対応をしたといわざるを得ない。これに加えて、本件配置転換に当たって事前説明や内示は一切行われておらず、法人における配置転換としては、C書記長の場合と同様に異例の取扱いであること、本件配置転換後に行われた団体交渉において、法人から、本件配置転換によって組合と争いになると予想していた、人事について組合と協議をするつもりはない、といった発言があったことなどからすると、本件配置転換は、先行不当労働行為事件から継続する根強い反組合的意図ないし動機に基づくものであり、本件配置転換は、A委員長が組合員であることを決定的動機とするものであるといえる。

- (6) 以上から、本件配置転換は、組合の執行委員長であるA委員長に対し、組合の組合員であることを決定的動機としてなされた不利益な取扱いであるから、法第7条第1号の不当労働行為に当たる。

2 本件配置転換は、法第7条第3号の支配介入に該当するか（争点2）

前記1で判断したとおり、本件配置転換は、組合の執行委員長であるA委員長に対し、組合の組合員であることの故をもってなされた不利益な取扱いであり、かかる不利益取扱いは、組合を弱体化し、組合員の組合活動に萎縮的效果をもたらすから、法第7条第3号の支配介入に該当する。

3 法人が、本件配置転換の後、Aの当直勤務を全面的に免除し、令和3年4月1日付けでAを「生活支援員兼生活相談員主任」とする配置転換（以下「令和3年A配置転換」という。）を行ったことにより、本件配置転換の不利益は消滅したか（争点3）

- (1) 法人は、A委員長は生活支援員として宿直勤務を全面的に免除されて本件配置転換による同人の身体健康上の不利益は発生しないし、また、令和3年A配置転換により、A委員長は、辞令上、「生活支援員兼生活相談員主任」となり、組合がいうところの不利益を前提にしても人事上の不利益は存在しないことなどと主張する。
- (2) しかし、前記1(4)イ③で述べたとおり、業務の内容において、生活相談員にはフロアのリーダー的ないし管理者的な側面が認められる。なお、仮に、本件配置転換後、法人において生活相談員が生活支援員の決裁者になる運用をやめたとしても、生活相談員の上記側面がなくなったとはいえないし、また、法人からは、本件救護施設の従前の管理規程から職務、組織及び業務分掌を改正した新たな管理規程が提出されているが、証拠上、当該改正後も生活相談員と生活支援員の業務の内容に特に変化は見られないから、前記認定に影響を与えない。
- (3) そして、A委員長は、令和3年A配置転換により「生活支援員兼生活相談員主任」の兼任を命じられているが、A委員長における兼任の勤務実態をみるに、①生活支援員業務をしているA委員長の勤務命令表の内容は令和3年A配置転換以後も変化がなく、就労支援事業の利用者が入所してきた令和3年10月25日以後も同様であること、②A委員長は令和3年配置転換

の辞令交付の際、法人の説明で生活支援員として就労支援事業の入所者に対する身の回りの世話をすることを命じられたにすぎないと認識し、実際にかかる業務を行っていること、③G施設長において、令和3年A配置転換後、A委員長への生活相談員業務の指示や業務遂行の確認をしたことがない上、就労支援事業の月次報告書等の生活相談員業務はH課長が行い、A委員長には報告書に押印させているだけであることなどを併せかんがみれば、A委員長は、令和3年A配置転換により名目上は生活相談員の兼任を命じられているが、その勤務の実態は生活支援員のままであると認められる。

そうすると、A委員長にとっては、令和3年A配置転換がなされても生活相談員におけるフロアのリーダー的ないし管理者的な側面を失わせる不利益は消滅していないと認めるのが相当である。

(4) 以上から、令和3年A配置転換により、本件配置転換の不利益が消滅したとはいえない。

4 復職の救済方法について

本件配置転換は、法第7条第1号に該当する不利益取扱いであるから、かかる不当労働行為に対する救済方法として、一般的には、これを撤回するよう法人に対して命じることが考えられる。

しかし、A委員長は、本件配置転換の後、「主任生活相談員」、「1階生活支援員（宿直勤務を全面的に免除）」、「主任生活支援員」、「生活支援員兼生活相談員主任」と数々の配置転換を命じられており、本件配置転換を撤回すると、これら後続の配置転換の効力やこの間のA委員長の身分や処遇に関する議論を招来し、労使間における新たな紛争のきっかけともなりかねない。

また、そもそも本件不利益取扱いの救済は、A委員長を本件配置転換前の原職である「主任生活相談員」に復帰させることにその核心があり、必ずしも本件配置転換を撤回させることまで命じなくとも、このような復帰を実現できれば救済方法としては必要十分であるといえることができる。

以上にかんがみると、復職の救済方法としては、本件配置転換を撤回することは命じず、端的に、法人に対し、A委員長を現在の職から「主任生活相談員」に復帰させることを命ずるのが相当である。

第5 審査の経過（調査12回、審問3回）

1 申立年月日

令和元年（2019年）6月14日

2 公益委員会議の合議年月日

令和4年（2022年）3月11日、同月25日、4月8日、同月25日

3 命令書（写）交付年月日

令和4年（2022年）6月17日